

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置について

👉 **特例措置の実施を決定する。**

概要

1 目的

国から、技能労務者の確保・育成のため労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させた「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が示され、地方公共団体に対し、新労務単価の早期適用とともに、一定の要件を満たした過去の工事については、契約条項に定めるインフレスライド条項を適用するよう要請があったところである。そのため、本区においてもこうした国の要請を踏まえ、実施するものである。

2 内容

- (1) 本区発注工事の予定価格について、新労務単価を令和7年3月31日以降の入札公告から適用する。
- (2) 令和7年3月1日以降に契約を行った発注工事については、事業者から新労務単価に基づく契約変更の協議請求を受ける特例措置を講じる。なお、協議が整う以前に支払手続き済みの場合は、対象外とする。
- (3) 過去に発注した工事のうち、令和7年3月1日現在工期中のもので、かつ、事業者からの協議申請を受けた日から2か月以上工期が残っている工事は、インフレスライド条項を適用する。
- (4) 新技術者単価についても(1)及び(2)を準用する。

3 予算措置等

新労務単価及び新技術者単価を適用した場合の不足額については、予算の執行状況等を見定めながら、別途対応する。また、議会の議決を得て契約を行った工事のうち、特例措置又はインフレスライド条項の適用により契約金額が変更になった場合は、改めて議会へ付議するものとする。

4 参考 ・新労務単価に基づく各種工事の上昇率（概算）

建築（機械・電気含む）工事 約2.2%、道路工事 約3.6%、造園工事 約3.2%